

まえがき

いま、日本の子どもの6人に1人が貧困。これは、厚生労働省が公表した2012年の「子どもの貧困率 16.3%」をいいかえたものである。この16.3%という貧困率は、国民生活基礎調査の最新の結果によるが、データがある1985年以来、過去最悪となっている。その要因とみられているのが、非正規雇用が多い母子世帯の増加である。

母子世帯の経済状況は極めて深刻で、その半数以上は貧困のなかで暮らしている。貧困問題で最も懸念されるのは、子どもへの影響である。成長に欠かせない栄養のある食事はもちろん、子どもの生活に必要なものは衣食住にとどまらない。2012年10月28日の読売新聞社会面に、「貧困 苦しむ母子家庭」というタイトルの記事がある。そのなかに「お金がないから、行かないんだ」という母子世帯の男の子の言葉が出ている。この子は地域のサッカークラブに入っているサッカー大好き少年だが、お金がないから合宿に行かないという。合宿の費用は2、3万円。この合宿に行けないということは、少年にとって、単に合宿による練習や試合に参加できないというだけの問題ではない。子どもたちの間では合宿に行く前から、どの道具を持っていくとか、だれが何の担当だとか、合宿直前まで準備の話題がつづく。合宿に行くと、子どもたちは滞在先でさまざまな経験を共有し、濃密な時間を過ごす。そして、合宿から帰ってきた後は、ああだった、こうだったと、思い出しながら子ども同士の関係性を紡いでいく。そうすると、合宿に行けないこの少年は、合宿に行く、というひとつの機会が奪われているだけではない。もっと大きなものを奪われているのである。こうした例は、地域のクラブ活動だけでなく、学校の部活動や修学旅行にもひろがっている。

母子世帯で暮らす子どもからみた貧困とは、子どもとして必要な生活が与えられていないということである。それは、親からも国からも十分に扶養されていないことにほかならない。子どもからすれば、親でも国でもどちらでもかま

わないから、きちんと子どもとしての人並な生活をさせてほしい、ということではないだろうか。

国が子どもの生活を保障すべきことはいうまでもない。国家責任は当然のことである。ただ、親もまた、子どもに責任を負っている。離婚母子世帯の子どもであれば、離れて暮らす父親もちろん、子どもを扶養しなければならない。しかし、その父親の責任が果たされていないという現実がある。離れて暮らす父親から扶養を受けることは、子どもの権利であるが、それが守られていないのである。

筆者はこれまで、離婚母子世帯の養育費に関する政策について考えてきた。それは、子どもの扶養をめぐる親と国家の関係、さらにいえば、国家の家族への介入のあり方を問うという問題関心に基づいている（下夷 2008）。具体的に取り組んできたのは、養育費政策に関する日本と欧米諸国の比較研究である。そのような国際比較によって、日本の特徴が浮かび上がってきた。それは、国が養育費問題を事実上放置しているということである。欧米主要国では、行政機関が養育費を徴収したり、立て替えたりする制度を実施しているが、日本ではこの問題に直接対処する制度が構築されていない。つまり、養育費問題の解決が、当事者任せになっているのである（下夷 2010）。

拙著『養育費政策にみる国家と家族』において筆者は、「このまま養育費を確保する手段が用意されなければ、母子世帯は私的扶養と公的扶養の間隙に取り残されたままとなる」（下夷 2008：35）と指摘した。そして、かねてより、養育費確保制度の必要性を主張してきた。

このような主張に対しては、なぜ、父親からの養育費にこだわるのか、という批判がある。養育費の徴収に税金を費やすよりも、子育て費用の社会化に公費を投入した方が、母子世帯にとってもプラスとなるのではないか、という意見である。筆者も子育ての社会化をすすめるべきという立場である。日本はOECD 諸国のなかでも、子育て中の家族に対する公費支出の規模が小さく、家族にその負担が偏っている（OECD 2014）。この状況は問題であり、子育ての公共性という理念のもと、国は子育て支援の予算をもっと増やす必要がある。

子育て費用の社会化はすすめるべきだが、それとは別に、養育費の確保も必要であるというのが筆者の主張である。というのも、父親からの養育費には子どもの生活費用にとどまらない価値があるからである。それは、離婚後の父と子の「つながり」である。親子の関係性がどのような状況であれ、父親が子どものために養育費を支払い続けることは、父と子のつながりの基盤となるものである。筆者は、子どもの経済的扶養というだけでなく、子どもに親とのつながりを保障するという観点から、制度の費用効果にかかわらず、養育費を確保するための制度が必要であると考えている。

そこで本書では、家庭裁判所の履行確保制度をとりあげる。筆者はこれまで履行確保制度については、その限界を指摘するにとどまり、詳しい検討を行ってこなかった。しかし、序章で述べるとおり、近時の家庭裁判所の利用状況やひとり親世帯への福祉施策をみると、今後、養育費に関して履行確保制度の対象となるケースが増えていく可能性がある。母子世帯が養育費を確保するうえで「頼みの綱」であるこの制度が、必ずしも頼りにならないという現実を前に、少し遠回りだが、こうした制度がどのようにして成立したのか、その議論の歴史をたどってみたい。